

次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画

当社は、従業員の『仕事と生活の調和』を図り、働きやすい雇用環境の整備を進めるため、次の行動計画を策定し、実施する。

【計画期間】

2022年4月1日～2025年3月31日

【内容】

- ・子どもを育てる労働者が利用できる短時間勤務制度の周知
- ・子の看護のための休暇について、時間単位でも取得可能とする制度の周知
- ・育児休業、育児休業給付、産前産後休業(休暇)など諸制度の周知
- ・時間外・休日労働の削減のための措置の実施
- ・年次有給休暇の取得促進のための措置の実施

〈対策〉

- ①仕事と育児を両立するための「制度」および「相談窓口」について、社内掲示板を利用した周知の実施
- ②年次有給休暇取得率の向上および時間外削減のための労使意見交換の実施